

くみあいニュース No. 196

2023.11.7 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

2023 年度第 2 回労使協議：職員給与規則等の改正について

2023 年 11 月 2 日、松ヶ崎キャンパスおよび嵯峨キャンパスの過半数代表とともに労使協議に出席しました。協議事項は、職員給与規則等の改正案と研究代表者等特別手当の新設案でした。資料は pdf ファイルにて送付します。

*職員給与規則等の改正について(添付資料 1-1 および 1-2 参照)

職員給与規則等については二つの改正案が示されました。はじめに令和 5 年の人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与関係法令の改正案(平均 1.1%の引上げ)に準じ、本学の職員給与規則等について以下の改正案が示されました。

1) 月例給は国の基準に合わせて改定されることが示されました。初任給を始め若年層に重点を置いて、改定率を逡減させる形で引上げで、改定対象となるのは以下のとおりです。なお令和 5 年 4 月 1 日に遡って実施されます。

一般職基本給表(引き上げ幅 12,000 円~1,000 円)

教育職基本給表(引き上げ幅 13,000 円~1,100 円)

医療職基本給表(引き上げ幅 13,600 円~1,000 円)

指定職基本給表(引き上げ幅 4,000 円~3,000 円)

特定再雇用職員基本給表(引き上げ幅 1,200 円~1,000 円)

再雇用職員基本給表(引き上げ幅 1,200 円~1,000 円)

2) 賞与については、期末・勤勉手当相当分の支給月数を年間 0.10 月分引上げる(期末・勤勉手当合計:現行年 4.40 月→年 4.50 月)ことが提示されました。これにより、令和 5 年度 12 月期の期末手当が 1.20 月から 1.25 月に 0.05 月分 UP し、勤勉手当が 1.00 月から 1.05 月に 0.05 月分 UP することになります。令和 6 年度以降は 6 月期、12 月期ともに期末手当が 1.20 月から 1.225 月分へ 0.025 月分 UP し、勤勉手当が 1.00 月から 1.025 月分へ 0.025 月分 UP することになります。

3) 初任給調整手当については、保健管理センターに勤務する教員(医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る)に対する初任給調整手当について、国家公務員の例に準じて改定されます。

4) 中央省庁勤務手当については、中央省庁に勤務する職員(文部科学省行政実務研修生が該当)に対する中央省庁勤務手当について、国家公務員の例(本府省業務調整手当)に準じて改定されます(月額 500 円 UP)。なお本手当については平成 30 年 4 月 1 日に遡って実施されます。

5) 年俸額は、基本給及び期末・勤勉手当に相当する部分(人事院勧告に準拠している部分のみ)について、上記の内容に準じて改定することが提示されました。改定の対象となる給与は以下のとおりです。

1 号年俸制(新年俸制):基本給、業績変動額、職務給基本学及び年次業績給

2 号年俸制(旧年俸制):成績給

また、国家公務員の給与法改正案に、令和 5 年度人事院勧告に準拠しない部分がある場合は、当該部分に係る本学の対応を改めて検討するとのことです。

***研究代表者等特別手当の新設案(添付資料 説明用フロー図参照)**

- 1) 国の方針により、一定の条件の下で、競争的研究費の直接経費から研究代表者(以下「PI」)本人の人件費を支出することが可能となり、PI の人件費として確保していた学内財源を研究機関の裁量による研究者支援に活用することが可能となりました。そこでこの学内財源の一部を原資とする、PI の給与水準の向上に資する新たな手当が新設されることになりました。
- 2) 改正される規則等は以下になります。令和5年12月1日から実施される予定です。
 - ・国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則(一部改正)
 - ・国立大学法人京都工芸繊維大学年俸制適用職員給与規則(一部改正)
 - ・国立大学法人京都工芸繊維大学研究代表者等特別手当取扱要項

職場での困りごと、組合の活動へのご意見、法人への要求事項などは組合までお知らせください。

- ・ご意見・ご要望の宛先:kit_shikko@googlegroups.com
- ・匿名で声を寄せられる場としてのフォーム:<https://forms.gle/xNYPwweCy8LoWVNKA>